

広報「あきたかた」編集発行業務委託

入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

安芸高田市政策企画課

本説明書は、広報「あきたかた」編集発行業務委託にかかる入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものです。

1 入札に付する事項

- 1) 名称 広報「あきたかた」編集発行業務委託
- 2) 契約期間 契約締結の日から平成29年10月31日
- 3) 業務内容 安芸高田市発行の広報紙の企画編集、取材、出稿、構成割付、デザイン、校正、印刷、発送仕分け、広告募集等
- 4) 入札方法 総合評価落札方式による一般競争入札とする。
競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要な書類の提出を求め、確認する、入札後資格確認型とする。
- 5) 履行場所 安芸高田市企画振興部政策企画課
(安芸高田市吉田町吉田 791 市役所第2庁舎内)
- 6) 予定価格 予定価格は総額で定め、23,148,000円とする。(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を除く。)
- 7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則ること。
- 8) 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

2 入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、参加表明書を提出し、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、本市により本業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- ② 参加表明書提出次点において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降の審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- ③ 参加表明書の提出日時点で、業務委託において安芸高田市指名競争入札参加資格を有していること。
- ④ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を安芸高田市から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合でないこと。
- ⑥ 実施の要件を満たしていること。
- ⑦ 入札説明会の際、参加表明書を持参すること。

3 入札事務の担当部署

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田791

安芸高田市企画振興部政策企画課（市役所第2庁舎2F）

電話番号 0826-42-5627

※ 入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4 入札の方法

1) 入札書及び内訳書

入札者は、「入札書」に入札価格（消費税等抜き）を総額で記載の上、記名・押印しなければならない。なお、業務ごとに入札価格の内訳（消費税等抜き）を記載した書類（以下「内訳書」という。）を添付して提出しなければならない。

2) 提案書

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

3) 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料を添付しなければならない。

4) 注意事項及び禁止事項

- ① 入札書及び提案書の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって入札しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、この限りではない。
- ② 市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書、内訳書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 入札書及び内訳書には、見積もった金額の100/108に相当する金額（消費税を抜いた額）を記載するものとする。

5 落札者の決定基準

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、決定基準は別に設置する審査委員会で定める。

6 入札説明会

- 1) 日 時：平成28年8月5日（金）午後2時から
- 2) 場 所：市役所第2庁舎2F 221会議室
- 3) 入札説明会は、1者2名までとする。

7 質問書に関する事項

- 1) 入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- 2) 質問書の提出期限：平成28年8月12日（金）正午まで
- 3) 送信先アドレス：jouhouka@city.akitakata.lg.jp
- 4) 質問及び回答は、随時返信します。

8 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- 1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書
 - ② 内訳書
 - ③ 提案書（任意様式及びその他参考資料）

※ 入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。
- 2) 入札書等の提出場所
安芸高田市企画振興部政策企画課（市役所第2庁舎2F）
- 3) 入札書等の提出日時
平成28年8月17日（水）午前10時から午後3時まで
- 4) 入札書等の提出方法
下記の要領で作成し、必ず持参すること。
 - ① 入札書及び内訳書
入札書及び内訳書は、封筒に密封し、封筒の表に社名及び件名「広報あきたかた編集発行業務委託入札書」を朱書して、1部提出する。
 - ② 提案書
提案書は、10部提出する。
- 5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

9 落札者の決定方法

- 1) 入札者の評価は、「5 落札者の決定基準」に基づき、入札金額に関する評価の点数及び入札金額以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」

という。)により行う。

- 2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者(以下「最も有利な入札者」という。)を落札の候補者とする。この場合において、最も有利な入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。
- 3) 落札の候補者に、競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- 4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- 5) 落札者の発表は、入札後1カ月を目途とし、当該落札者に通知する。
- 6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算した額とする。

10 申請書等の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- 1) 競争入札参加資格確認申請書
- 2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料
 - ① 登記簿謄本(法人)
 - ② 印鑑証明書 ※写し不可
 - ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④ 事業税の納税証明書
 - ⑤ 市町村民税の納税証明書
 - ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
- 3) 市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、上記2)の書類は省略することができる。
- 4) 提出方法は、持参又は郵送による。
- 5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6) 提出された申請書等は、返却しない。
- 7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- 8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1) 入札保証金 免除する。
- 2) 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。

12 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- 1) 入札参加資格がない者のした入札
- 2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- 3) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- 4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- 5) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- 6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- 7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- 8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- 9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- 10) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- 11) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- 12) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- 13) 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- 14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- 15) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

13 その他

- 1) 提出された書類は、一切返却しない。
- 2) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。